

市民委員会資料

1 所管事務の調査（報告）

（1）柿生連絡所機能再編の基本的な考え方について

資料 柿生連絡所機能再編の基本的な考え方

参考資料 柿生連絡所図面等

市民・こども局

（平成25年3月14日）

柿生連絡所機能再編の基本的な考え方

平成25年3月

川崎市

はじめに

川崎市では、新総合計画「川崎再生フロンティアプラン」第3期実行計画の基本政策Ⅶ「参加と協働による市民自治のまちづくり」の施策のひとつに、「便利で快適な区役所サービスの効率的・効果的・総合的な提供」を掲げています。

第2期実行計画から続くこの施策では、平成21年3月に策定した「区役所と支所・出張所等の窓口サービス機能再編実施方針」に基づき、複雑化し分かりにくくなっている区役所・支所・出張所における届出業務を市民の皆様にとって分かりやすいものとするとともに、併せて地域振興や市民活動を支援する機能を強化するための再編の実施方針をお示しし、取り組んできました。

これらの取組の一つとして、平成24年1月には出張所における届出業務を区役所に集約することにより、各種手続きを区役所で総合的に扱えるよう再編を実施しました。

また、実施方針では、「宮前・柿生連絡所の証明発行体制の見直し」が位置付けられており、宮前連絡所については平成24年3月末に有人による証明書発行体制の見直しを実施し、現在、障害者のための日中活動支援拠点施設へと整備を進めています。

柿生連絡所は、地域に広く親しまれてきた施設であり、昭和47年の政令指定都市への移行や昭和57年の分区を経て、現在は証明書発行機能とともに地区会館機能を有する施設として、地域の方々の交流の場として利用されています。その一方で、行政サービスコーナーや行政サービス端末といった証明書発行拠点の整備が進んできたことなどから、柿生連絡所における証明書発行取扱件数は減少傾向にあり、証明書発行体制の効率化が課題となっていることや、施設自体についても耐震化対策の必要性が生じていることから、それらの課題を含めた今後の施設のあり方が問われています。

こうしたことから、証明書発行取扱件数の減少や、地域住民のコミュニティ活動の場としての更なる活用と市民活動支援拠点としての位置付け、行政の事業における施設の活用などの観点を踏まえ、今後の柿生連絡所の機能再編の方向性をお示しするため、この度「柿生連絡所機能再編の基本的な考え方」をとりまとめました。

今後は地域の皆様の御意見をお聞きしながら、さらに検討を進め、平成25年度には「(仮称)柿生連絡所機能再編計画」を策定してまいりたいと考えております。

平成25年3月

目 次

1 柿生連絡所の概要	2
(1) 施設概要	2
(2) 柿生連絡所の沿革	2
(3) 現在の機能	3
2 柿生連絡所の課題	4
(1) 証明書発行機能	4
(2) 地区会館機能	5
(3) ホール及び展示スペース	6
(4) 施設の耐震性	6
3 柿生連絡所機能再編の基本的な考え方	7
(1) 機能再編の方向性	7
(2) 今後のスケジュール	7

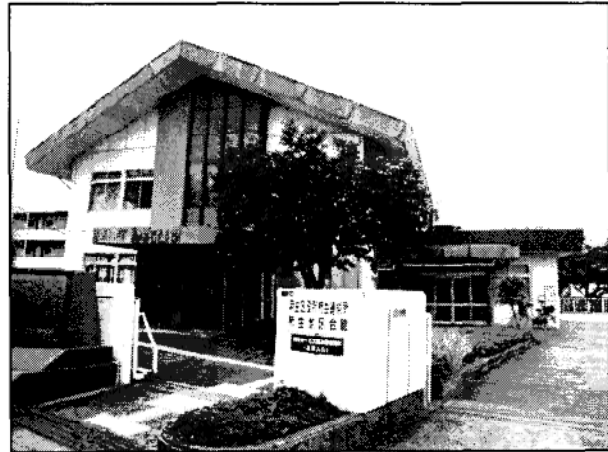
1 柿生連絡所の概要

昭和57年7月、麻生区が多摩区からの分区に伴い、同年6月30日をもって柿生出張所が廃止され、それまで行っていた戸籍、住所異動、印鑑登録等の届出事務については麻生区役所に統合され、新たに麻生区役所柿生連絡所として整備されました。

現在は、戸籍（全部・個人）事項証明書、住民票の写し、戸籍の附票の写し、印鑑登録証明書等の証明書発行機能や、地区会館として地域交流の場、という機能を持つ施設として活用されており、平成16年からは、これらの機能に加えて、地域住民の要望を踏まえ、ホール等の地域開放を行っています。



位置図



建物外観

(1) 施設概要

ア 所在地	川崎市麻生区上麻生6丁目29番18号
イ 建築年月	昭和55年10月（築32年）
ウ 建物構造	鉄骨造地上2階建
エ 延床面積	716.19㎡
オ 敷地面積	1,372.86㎡

(2) 柿生連絡所の沿革

昭和14（1939）年	柿生村と岡上村を編入。柿生出張所を置く。
昭和21（1946）年	稲田地区柿生支所となる。
昭和22（1947）年	稲田支所上麻生出張所となる。
昭和27（1952）年	稲田支所柿生出張所となる。
昭和47（1972）年	政令指定都市に移行。多摩区役所柿生出張所となる。
昭和57（1982）年	多摩区から麻生区を分区。麻生区役所柿生連絡所となり現在に至る。

(3) 現在の機能

ア 証明書発行窓口

- (ア) 開設時間 平日 8:30～17:00
- (イ) 執行体制 担当課長1名、非常勤職員3名体制
- (ウ) 行政サービス端末1台設置（平成20年4月設置）
- (エ) 証明発行業務内容（行政サービスコーナーと同様）

- ① 市内に本籍がある人の戸籍(全部・個人)事項証明書(除籍を除く。)
- ② 市内に本籍がある人の戸籍の附票の写し(除附票を除く。)
- ③ 住民票の写し(除票を除く。)
- ④ 住民票記載事項証明書(年金の現況届を含む。)
- ⑤ 印鑑登録証明書
- ⑥ 最新年度の市民税・県民税課税額(非課税、免除)証明書

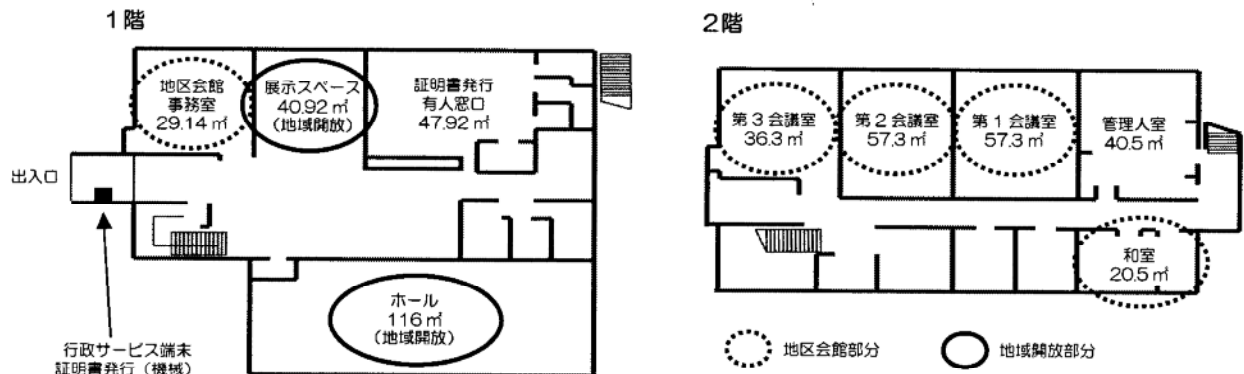
イ 地区会館

- ・ 昭和57年7月の麻生区分区後、「麻生区に居住する市民相互の交流及び福祉の増進並びに文化教養の向上」を目的として「柿生地区会館の利用及び管理要綱」を制定し、柿生連絡所の会議室を活用する形態により区民に供用開始
- ・ 地域住民で構成される柿生地区会館運営委員会（以下「運営委員会」という。）に対し、市が地区会館の管理運営を委託
- ・ 運営委員会が行政財産目的外使用許可を受けて会議室等を使用。利用者は施設利用分担金を負担

ウ 1階ホール及び展示スペースの地域開放

- ・ 平成15年、麻生図書館柿生分館の開設により施設内の図書室スペースが空いたことから、翌平成16年以降、1階ホール部分と併せて空きスペースの有効活用として、展示スペースを住民に対し無料で提供
- ・ ホールは、月曜日は地域の高齢者に、それ以外の曜日は地域に開放、また月に数回、麻生区役所が子育て支援等を目的とした事業で提供。選挙時には投票所及び期日前投票所として使用
- ・ 連絡所の機能再編についての結論が出るまでの間、暫定的な取扱いという位置付けで、麻生区役所の直接管理の下、運用を継続

【柿生連絡所略図】



2 柿生連絡所の課題

(1) 証明書発行機能

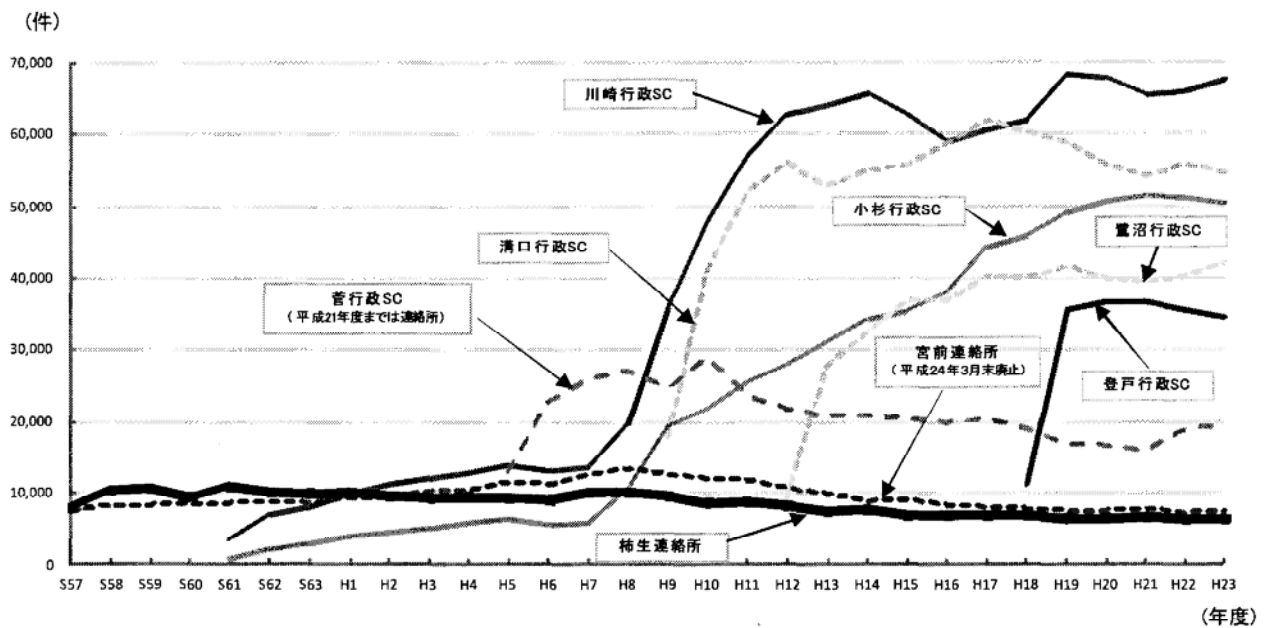
ア 窓口における証明書発行取扱件数の減少

柿生連絡所の証明書発行取扱件数は、ピーク時には年間1万件以上あったものが、平成23年度には7千件を割り込んでおり(6,496件)、行政サービスコーナー・連絡所の同年度の平均取扱件数(35,271件)の2割弱となっています。

●平成23年度川崎市内行政サービスコーナー及び連絡所 証明書発行取扱件数(窓口のみ) 単位:件

	行政サービスコーナー						連絡所		合計	平均
	川崎	小杉	溝口	鷺沼	登戸	菅	宮前	柿生		
住民票の写し	31,262	23,703	25,792	17,182	16,155	7,916	3,060	2,481	127,551	15,944
住民票記載事項証明書	1,046	770	1,024	1,014	691	504	115	213	5,377	672
印鑑登録証明書	21,216	18,835	20,337	18,197	12,437	8,051	3,541	2,967	105,581	13,198
登録原票記載事項証明書	781	315	200	153	174	90	23	7	1,743	218
戸籍事項証明	10,735	5,016	5,348	4,029	3,739	2,090	632	700	32,289	4,036
戸籍の附票	171	96	87	83	90	38	8	22	595	74
税証明	2,238	1,501	1,644	1,433	1,202	757	154	106	9,035	1,129
合計	67,449	50,236	54,432	42,091	34,488	19,446	7,533	6,496	282,171	35,271

● 証明書発行取扱件数推移（窓口のみ）



イ 証明書発行体制のあり方

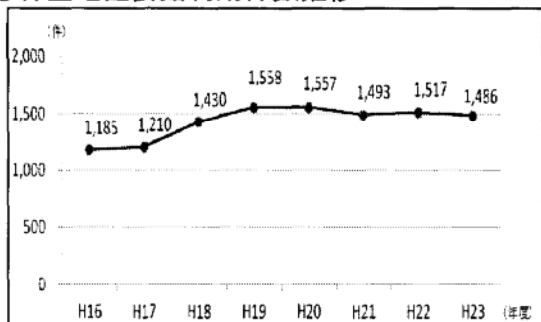
「ア 窓口における証明書発行取扱件数の減少」に示した状況を受け、本市ではこれまで、市政だよりやホームページなどを通じて、柿生連絡所での証明書の発行についての広報を行ってきましたが、多くは麻生区役所など他の窓口等を利用しているのが現状です。

こうした中、年間証明書発行取扱件数で柿生連絡所を上回っていた宮前連絡所を平成24年3月末で廃止したことや、有人窓口で取得できる証明書が施設内に設置している「行政サービス端末」でも取得可能であることなどを踏まえると、有人窓口の廃止も含めた、証明書発行体制の効率化に向けた検討が必要となっています。

(2) 地区会館機能

平成21年3月に策定した「区役所と支所・出張所等の窓口サービス機能再編実施方針」において、「地区会館については、施設の管理運営手法の改善等、市民がさらに利用しやすくなるための取組について検討していく」とされていることを踏まえ、地域住民の交流の場のみならず、市民活動支援拠点の一つとして位置付け、区として活用していく必要があります。

●柿生地区会館利用件数推移



平成16年度と比較すると平成23年度の地区会館利用件数は約20%増となっており、地域交流の場として活用されてきていることが分かります。

(3) ホール及び展示スペース

1階ホールについては、麻生区役所地域保健福祉課やこども支援室等が関係する事業での活用や、選挙時の投票所及び期日前投票所として行政が使用しており、行政が使用しない日についても地域住民の活動の場所として開放していますが、今後の活用方法についての整理が必要となっています。

(4) 施設の耐震性

柿生連絡所は、平成21年5月に市が策定した「重要建築物及び特定建築物以外の庁舎等に関する耐震対策の実施方針」の中で、平成27年度までに耐震対策を完了すべき施設として位置付けられています。(Is値0.55 ※0.6未満については「補強を要する」とされています。)

具体的には、平成27年度末までに耐震補強工事を終了させるか、工事を行わない場合は、平成27年度末までに施設を使用しない状態としなければなりません。

3 柿生連絡所機能再編の基本的な考え方

(1) 機能再編の方向性

柿生連絡所に関する現状と課題を踏まえ、機能再編の方向性を次のとおりとします。

ア 証明書発行機能

証明書発行機能については、「区役所と支所・出張所等の窓口サービス機能再編実施方針」に基づき検討した結果、柿生連絡所における証明書発行件数が減少傾向にあることを踏まえ、平成26年度末をもって証明書発行有人窓口を廃止しますが、証明書発行業務への一定の需要は残ることから、行政サービス端末によるサービスの提供を継続します。

イ 地区会館機能

地区会館の機能については、機能再編後も地域住民のコミュニティ活動の場として有効活用します。

また、柿生地区におけるまちづくりの核となるべく、平成18年3月策定の「区、地域レベルでの市民活動支援拠点の整備に関するガイドライン」を踏まえ、市民活動支援拠点機能を併せ持つ施設としての有効活用についても検討を行います。

ウ 1階ホール及び展示スペース

1階ホール及び展示スペースは、これまで地域住民に広く利用されてきた経過もあることから、地区会館と同様に市民活動の場としての活用も視野に入れつつ、区の事業や投票所など既存の行政利用に加え、行政の事業展開の場として更なる活用に向けた検討を行います。

エ 耐震対策

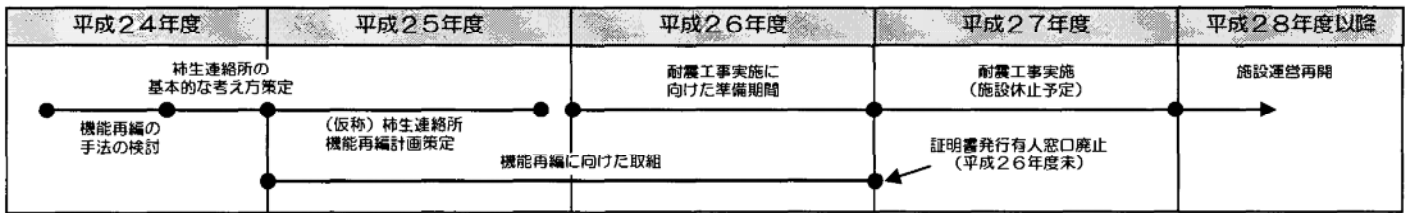
柿生連絡所の建物は、平成27年度末までに耐震対策を講じる必要があることから、平成27年度中に、既存建物に対する耐震工事を実施し、施設の利用を継続します。

(2) 今後のスケジュール

施設の耐震対策については、平成27年度中に耐震工事を実施しますが、耐震工事期間中に想定される利用制限への対応などの諸課題については、費用対効果の観点も踏まえ、地域の御意見を伺いながら、「(仮称)柿生連絡所機能再編計画」を策定する中で、考え方を明らかにします。

また、耐震対策実施後における施設の運営方法についても、これまでの経過を踏まえながら、手法の検討を進めます。

平成26年 1月 「(仮称) 柿生連絡所機能再編計画 (案)」の策定
 平成26年 2月 パブリックコメントの実施
 「(仮称) 柿生連絡所機能再編計画 (案)」地域説明会の開催
 平成26年 3月 「(仮称) 柿生連絡所機能再編計画」の策定
 平成26年度末 証明書発行有人窓口廃止
 平成27年度中 耐震工事実施
 平成28年 4月 施設運営再開 (予定)



柿生連絡所機能再編の基本的な考え方

平成25年3月

【お問合せ】

市民・こども局区政推進部区調整課

電 話：044-200-2309

F A X：044-200-3912

E-mail：25kusei@city.kawasaki.jp

